

第7回 社会保障国民会議 有識者会議 議事要旨

開催日時：令和8年7月29日（水）8時00分～9時00分

場所：AP 虎ノ門11階 Room A

出席構成員（敬称略）：

伊藤元重、翁百合、片岡剛士、河野俊嗣、小西砂千夫、
是枝俊悟、清家篤、武田洋子、富田成輝、永濱利廣、深澤祐二

開会・冒頭挨拶

＜城内実全世代型社会保障改革担当大臣＞

皆様方には本年3月の有識者会議設置以降、給付付き税額控除について専門的・技術的な観点から御議論を重ねていただいた。その後、清家座長から実務者会議において御説明いただき、各党間で制度設計に向けた検討が進められてきた。

こうした中、いわゆる親会議への報告に向けて、本日、この後、実務者会議が開催され、最終的な確認が行われる見込み。本日は、この中間とりまとめ（案）について御報告させていただき、給付付き税額控除に関する部分について御所感、あるいは今後の政府における具体化において求められることなどをお伺いしたい。

なお、これまで皆様方に集中的・精力的に御議論いただいたこと、そして、清家座長におかれては、座長として議論をリードしていただきましたことに改めて厚く御礼申し上げます。

議事「中間とりまとめ（案）」について

＜内閣官房（岡本内閣審議官）＞

資料1は、月曜日の実務者会議に提示された中間とりまとめ（案）。順次御説明する。

冒頭は、これまでの議論の経過について記載している。制度設計に係る論点について専門的・技術的観点から有識者会議で整理された方向性を踏まえて、実務者会議で議論が進められてきた。実務者会議において、とりまとめに向けた議論の整理などを提示し、経過措置、いわゆるつなぎを含めて、さらなる検討を重ねた結果をとりまとめる。

内容は基本的考え方から。

1つ目の●は、税制と社会保障制度を一体として捉えて、国民一人一人の受益と負担の全体像を踏まえるとともに、負担能力に応じて支え合い、必要な人に必要な支援が行き届く全世代対応型の仕組みを構築する。デジタル等々を活用し、簡素で分かりやすく納得感の高い仕組みであることが記載されている。加えて受益と負担の均衡、適正な再分配、持続可能な制度運営、誰もが安心して働き、働くことが報われる社会の実現を目指していく。

次の●は、その上で、このための給付付き税額控除の理想形、最終形については、給付と税額控除の組み合わせとすることが望ましいとの強い意見があるが、他方で、制度の複雑化を避ける観点から、短期的には給付とすることが望ましいという有識者会議における検討を踏まえる必要がある。

各党の議論の中で出てきた意見も含めて記載をしている中で、来年度を目途にという意見もある。

そういった中で社会保障や税制とどういう役割分担をしていくかなどについて、現段階で実務者会議の意見には相当に開きがある。制度の将来像については後記ということで、継続して検討を行う。

次の●は、議論を重ねてきた結果として、諸外国との比較を通じて純負担率の改善が必要であることが明らかになった中低所得の現役勤労者に着目した。2つの目的を記載している。負担軽減を通じてこれまでよりも一層手取りが増えるようにするという点。もう1点は、いわゆる年収の壁などで働き控えを緩和することを通じた就労促進を図る。こういった課題に適切に対応する。

こうしたことを目的として、制度横断的に負担と現金給付を総合的に捉えて純負担率を調整する所得に連動したきめ細かな給付を行う、これまでにない新たな制度を導入することが望ましい。こういった中で、令和11年度に環境を整えた上で導入する、そのために必要な法制上の措置を講ずるという記載である。

次の制度の基本設計では、11年度に導入する制度について、2ページに、負担軽減を行うこと、これまでの経済対策などの一律の金額の給付とは違って、所得に連動したきめ細かな給付を毎年継続的に行うことを国民に分かりやすく伝えるように、実態に即した名称にすることも含めて必要な対応に努めるという記載になっている。

次の●では、制度設計について個人単位を基本とするということ、それから、単身者の方も対象とする。

次の●であるが、一定の勤労性の所得があって、一定の税・社会保険の負担がある方を対象にするということである。具体的な基準については、被用者保険の適用であるとか、課税所得の把握等々を含めた総合的なバランスの中で設定をするとしている。

※1と記載をしているが、この勤労性の所得には事業所得及び給与所得に加えて、業務に係る雑所得も含めることとし、個人事業者、あるいはフリーランスの方も対象とするということを記載している。給与収入の水準については、有識者会議のほうでは給与収入で106万円超という御意見、あるいは給与収入で74万円超といった御意見があったこと、それに加えて、実務者会議においては雇用保険の適用ラインということで給与収入53万円超という意見があったと記載されているところである。

その上で、※2であるが、こちらについては、就労して税・社会保険料負担から受取額、年金の受け取りを差し引いた純負担が現役並みである中低所得の高齢者も対象とするという記載となっている。

次の●であるが、給付については原則として所得に応じた給付とするということ。就労促進の観点から一定の水準までは逦増させる。その後、定額とし、一定額を超える場合には公平性の観点から逦減・消失させるということ。加えて、年収の壁に関する御議論が実務者会議のほうでも多々あったということだが、3号の見直し、あるいは被用者保険の適用拡大の加速によって、年収の壁が解消されるまでの時限的な措置で、年収の壁に配慮した一定の加算を行うということである。非課税以下の方については、所得把握の課題から定額とするという記載となっている。

次の●であるが、子育て世帯の配慮といった観点で、18歳以下の子供の人数に応じた加算を行うということ。※にあるように、これに関しては制度の複雑化に関する懸念から慎重な意見があったという記載もなされている。

次の●であるが、給付に係る閾値となる所得水準については、純負担率や純負担額の国際比較、あるいは諸外国の類似制度の範囲なども参照しながら、恒久財源の確保と併

せて検討するということである。

最後の●であるが、給付額自体についても、そういった点を踏まえながら恒久財源の確保と併せて検討するということである。その際、年収の壁への対応を重視するといった御意見もある中で関連する記載を行っている。この加算の額というものについて、収入に応じて個人の状況と直面する状況が違うということを前提としているが、3ページに、こういった年収の壁に直面する方に対して手厚い給付を行うということと、それ以外の方に対する給付を含めた総合的なバランスを勘案して設定するということである。そういった中で、関連制度との関係も整理しながら、給付の重点化をどの程度図ることが可能であるかを含めて検討するという記載になっている。

次の●だが、公平性の観点で、高所得の配偶者がいる場合には一定の例外を設けるということである。それから、閾値となるような所得の水準、給付額については、社会の状況変化に速やかに対応するといったような中で、定期的に見直すことが可能な弾力的な仕組みとするということである。

次に、制度の執行等である。執行に係る主体については国か自治体かの二者択一ではなく、国と地方が協力して運営し、オールジャパンの事務負担を最小化していくという考え方の下で、役割分担をしていく方向で検討するということである。具体的にはシステム等の全国一律としたほうがよいようなインフラ整備については国が対応することを基本とし、住民とのインターフェースについては自治体を中心に対応する方向で検討を行うという記載となっている。そうした中で、既存の社会保障制度で法定受託事務として行っているものを例に検討を進めていくという記載になっている。

次の●であるが、地方に役割をお願いしていく際には、国と地方の間の丁寧な協議を行うということである。併せて、様々な社会の構造変化、インフラ等々の関係もある。そういった中で、国と地方の役割分担は変わり得るものと認識し、国と地方の間で制度導入後も継続的な検討を行うという記載になっている。

次の●であるが、実施主体の負担軽減のために国が前面に立って適切な支援や対策を講じるということである。具体的には過去の事務における課題を踏まえ、受給意思の確認であるとか、口座情報、あるいは外部からの問い合わせ対応等々について対応策を講じるということである。

次の●であるが、特に公金受取口座については、登録率の向上を強力に推進していくことで、受給に際して利用を原則としていくこと、あるいは口座情報の正確性の確保のための取組をするということである。

次の●であるが、こちらは執行面とは少し違うが、働いてはいるものの低収入の現役世代、あるいは就労意欲はあるものの働けない方など、就労されている方、就労が困難な方で、給付の対象外で支援が必要な方は丁寧に把握した上で、既存の制度との対応の関係を整理して、給付と相談就労支援の一体的な実施を含めて必要な対応の在り方について検討していくということである。可能なものについては、令和11年度から併せて実施ができるように、所得に連動したきめ細かな給付の本格導入までに結論を得るという記載が入っているところである。

4ページ、その際ということで、国民年金、あるいは国民健康保険の減免・軽減制度など、こういったものを必要に応じて拡充することを含めて幅広く選択肢を検討するという記載になっている。

これ以降については、制度の経過措置、いわゆるつなぎというものに関する記載とい

うことである。

最初の●であるが、所得に連動したきめ細かな給付について、必要な環境整備に取り組むことを前提として、令和11年度に本格導入するということである。

それまでの間の経過措置、つなぎについて、2つ目の●にあるが、飲食料品に係る消費税率の引下げについては、実務者会議で行ったヒアリングの結果としての課題について記載をしている。農業従事者、外食産業への影響、高所得者の方が恩恵が大きいなど、ヒアリングにおいて把握された課題について記載をしている。

その上で、3つ目の●であるが、その課題を踏まえた上で実務者会議における議論の状況を書いている。消費税率の引下げではなくて給付で対応すべきとの意見があった一方で、財源を確保した上で恒久的に減税すべきとの意見、あるいはつなぎとしてできるだけ早期に消費税率の引下げを行うべき等の意見があったという記載となっているところである。

以下、赤字になっているが、実務者会議において各党で議論を重ねて、その議論を併記するような形になっている。

そういった意味で、次の赤丸、こういった各種の御議論を踏まえて、2年間に限った経過措置、つなぎとして消費税率の引下げ、それから、所得に連動したきめ細かな給付の先行導入を組み合わせることが適当との議長案の提示があったという記載になっている。具体的には、1つ目のポツにあるように、飲食料品、令和9年4月1日から2年間1%とするということ、併せて1%分、その分相当分の範囲内で所得に連動したきめ細かな給付を令和9年度に先行的に導入をするということ、これらの取組により、全体として飲食料品に係る消費税率の実質ゼロ化を実現するという記載になっている。

次のポツについては、農業従事者の方、あるいは外食産業の方に納得感のある対応を検討するといったことが記載されている。

次のポツであるが、併せて消費税率の変更に柔軟に対応できるシステムの普及促進を図る。

最後のポツであるが、減税の終了時にきめ細かな給付に円滑に接続するために必要な措置を講ずるべきとの意見があった。5ページにわたるが、このような記載になっているところである。

次の赤丸については、そういった議長案の提示を受けてであるが、各党から提起された意見について併記をするという形である。

詳細について少し割愛するが、ここにあるように、まず、給付で対応すべきとの観点からの意見を列挙している。

1つ目のポツであるが、社会保険料還付付き税額控除といったものを実施してはどうかということ、併せて所得税の人的控除の在り方についての見直しに関する合意を踏まえた抜本的な改革を行うという記載がされているところである。

次のポツについては、現下の対応として、消費税率の時限的な引下げではなく速やかに定額給付を行うべきという指摘があったということを記載している。

次のポツであるが、こちらについても、つなぎの観点からは消費税減税にこだわらず、速やかな実施が可能な給付を行うべきという記載である。

その次のポツであるが、こちらについても、引下げではなく、本制度導入の2年間に限った所得連動型給付を行うという御意見について記載がなされている。

続いて6ページ、そういった給付に関する御意見があるということに加えて、この赤

丸のところであるが、財源を確保した上で消費税を恒久的に減税すべきという御意見もあったということである。飲食料品に係る消費税率引下げについて、福祉・社会保障政策として位置づけて、恒久財源を確保した上で恒久的な減税として実施すべきという御意見もあった。

次の赤丸であるが、そうした御意見とともに、つなぎとしてできるだけ早期に消費税率の引下げを行うべきといった御意見があった。

最初のポツであるが、現下の物価高騰にできるだけ早期に対応するという観点から、半年で実施できる1%への引下げが考えられる。これに所得に連動した給付を先行導入というのを組み合わせることで、高所得優遇への批判にも対応できるといった意見を記載している。

次のポツであるが、0%を目指すべきであるが、技術的な制約から1%に引下げということは否定しないといった御意見。

次のポツであるが、0%とすべきであるが、1%でも反対はしないといった御意見ということである。

以上、全体を総括すると、最後の赤丸であるが、この制度の経過措置、つなぎについては、実務者会議において現下の物価高や税・社会保険料負担に苦しむ低中所得者への対応の必要性が共有され、意見の集約に向けた議論が積み重ねられたが、具体案について意見の一致には至らなかった。こういった形で親会議のほうに報告することについて、今、各党のほうで持ち帰って検討がなされているということである。

次に財源である。所得に連動したきめ細かな給付は恒久施策ということで、本格導入に当たっては恒久財源を確保する必要がある。具体策については、市場の信認を損なうことのないよう、特例公債に頼らず、例えば補助金、租特の見直しなど、歳出・歳入のあらゆる見直しを通じて確保することとして、今後の予算編成改革の具体化の状況も踏まえつつ早期に結論を得るとしている。つなぎの財源についても同様な記述であるが、令和9年度予算編成プロセスにおいて具体化する中で結論を得る。

最後の●にあるように、結論を得るに当たって地方の財政運営に支障が生じないように対応するということである。

7ページは、将来的な方向性。多々の御議論の上で今回導入を目指す所得に連動したきめ細かい給付は、本格的な給付付き税額控除を導入する第一歩であり、制度の将来像については継続して検討を行うという記載である。

次の●であるが、この給付制度について3点、段階的な精緻化を図っていく。金融所得については医療保険の取組も踏まえながら制度を精緻化する中で対応するということ。2つ目、預金の利子所得についても、遠くない将来の課題として検討していくということ。3点目、資産保有による経済力の勘案については、金融所得に関する取組状況を踏まえながら、将来の課題として検討を行うということである。

次の●であるが、税額控除と給付の組み合わせとすることについては、経済的な効果が変わらない中で、複雑化による事務負担等々を勘案すると、短期的には給付への一本化が望ましいとの考え方が示されたということ。一方で、当初から、両者を組み合わせることが望ましいとの御意見、あるいは将来的には組み合わせすべきとの考え方も強く示されたということである。こうした中で、将来的に給付のみと決め打ちすることなく、今後とも個人所得、課税の見直しであるとか、デジタル技術の進展も踏まえた検討を継

続するという記載である。

次の●であるが、執行面についても継続的に改善を検討していくということである。国が直接給付をすることについては、システム上の対応に加えて、オペレーションの対応も必要となる中で、実現に相当の期間を要するということである。そういった中で、既存の情報インフラを十分に活用しながら、さらなる情報連携や DX も含めた業務効率化の中で社会インフラの整備を図っていくという考え方を書いている。

次の●であるが、給付付き税額控除の議論を進める過程で明らかとなった社会保障制度や税制の課題といったものについて、継続して検討するということである。まず、社会保障制度の課題であるが、就労していない高齢者などについて、給付付き税額控除と既存の制度の双方から取り残される方が生じないように、全体として必要な支援が適切に行き届くようにしていくことで、年金制度、あるいは生活保護など、既存の制度との関係の整理を含めて継続検討し、次期年金法改正が予定される令和 12 年までに結論を得るということである。

次のポツであるが、併せて、就労の促進に関する対応ということで、3号被保険者制度の見直しであるとか、被用者保険の適用拡大のさらなる加速といったものについてこの機会に併せて検討して、次期年金法改正までに結論を得るという記載となっている。

次に、給付金について、特に子育て世帯、中低所得の日本の子育て世帯の純負担率が高いということに今回対応していくわけであるが、この点を認識しながら引き続き加速化プランを含むことも未来戦略を着実に推進する。

「このほか」であるが、純負担率を構造的に下げていくといった観点、あるいは所得再分配機能の強化といった観点から、医療・介護制度を含め、社会保障、雇用、各制度の見直しを継続的に議論するということである。

最後は税制の課題である。令和 7 年度税制改正法の附則に基づいて、人的控除の在り方の見直しを含む抜本的な改革について検討を進めるという記載である。

中間とりまとめ（案）については、このような形になっている。

<伊藤構成員>

この会の冒頭に申し上げたが、これは負のインカムタックスというか、つまり、中低所得者の所得を還付するというものを含めたもので、これは日本の制度の中で大きな一歩だろうと思う。ここにも書いてあるように、今後さらにこれが全体の所得税の体系だとか、あるいは社会保障負担の体系とか、どのような形になっていくのかという、分配とこういう制度の関係についてさらに踏み込んでいただきたいと思う。

今回はこれがインフレという現象から起こった議論であるが、分配の問題はインフレ以外のいろいろな要因にも起こり得るわけで、我々はそういう意味で大変すばらしい手法を手にしたと思う。

そのインフレについて、残念ながら、この後すぐにインフレが収束するということなく、インフレが続く可能性もある。そういう意味では、ここにも書いているように、今後さらに柔軟に制度を見直して、さらに強化していただきたいと思う。

<翁構成員>

今回、初めて税と社会保険、給付も含めて、所得に応じて総合的に負担率を見ることが可能になり、負担の公正性を改善する政策を打ち出されることになったことは大変よ

かったと思っている。この制度導入を機に、将来的にもしっかりと総合的に見た負担の公正性を担保し続けていくこと、そして、それが経済の活力に結びつき、税と社会保障全体の改革につながるようにしていただきたいと思う。

何点か申し上げたい。まず、給付の対象や水準についてだが、具体的な給付の対象者については、中低所得の現役勤労層に着目した負担軽減を通じた手取り増加、及び就労促進を図る、という制度の目的に合致した対象者とする、一方で、現役勤労層以外の低所得の方々に対しては、ほかの制度でしっかりと対応していくということが大事だと思っている。また、給付額は財源とも関係してくる。財源については恒久財源の確保が必要と記載されているが、改めて具体的な議論をしっかりとお願いできればと思う。

次に、社会保障と税の一体改革が大変重要であり、これからの課題だと思っている。一つは、所得税の抜本改革の重要性。給付付き税額控除の原点は、所得控除から税額控除へ、税額控除しきれない人には給付へといった所得再分配の在り方についての考え方があると承知している。今後、控除の在り方を含めて、所得税改革を進めていくことが大変大事であると考えている。

もう一つは就労促進の点。現金給付だけでは必ずしも実効的なものとはならないと思うので、ここで多様な就労機会を得られていない生活困窮者の方も含めて、きめ細やかな就労支援の環境を整備していくということと一体で取り組んでいただきたいと思う。

それから、社会保障と税に関して分析すると、日本で大変保険料水準が高くなっていることが分かったわけだが、これは本来、税で対応すべき所得再分配に関係する様々な負担が勤労者に見えにくい社会保険料で賄われるようになってきた点もあるのではないかと考えている。社会保険料は、本来は保険原理での対価性があるものであったはずで、保険料は今回カーブのグラフでも示されているように、低所得者に厳しくなっていることが改めて分かった。これは社会保険制度の理念そのものに関わる問題であるが、改めて社会保険料と税の役割分担については、検討をしっかりとしていく必要があるのではないかと考えている。

最後に2点だが、執行面の課題が非常に大きいと思っている。課税所得以下の方々の一定の給付というところだが、その方々の所得把握をどうしていくのかという点は、制度の信頼性のためにもしっかりと対応していただきたい。また、マイナンバーと結びつけてデジタル化を推進するということは非常に重要であり、例えば確定申告なども、記入済みの簡易なものを広げていくなどの取組をして、できるだけ技術革新も活用しながら効率的・効果的に執行の改善を続けていただきたいと思っている。執行面も含めて、国としても担当省庁を決めてしっかりと予算を確保し、推進する体制を取っていただければと思う。

最後の点だが、年収の壁対策として一定の加算部分が新たに図示されている。2026年10月から導入される保険料調整制度と機能は重ならないのか、その整理が必要かと思っている。また、こちらの中間とりまとめ（案）にも書いてあるが、年収の壁の一定の加算というのが、社会保険の第3号見直しが進まないというような作用にならないように、しっかりと見直しを進めていただきたいと思っている。

<片岡構成員>

私自身も今回の議論に参加させていただき、いろいろな観点で課題が多いと感じた次第である。

全体として、先ほど翁構成員からお話があったが、受益と負担の関係を勘案しながら、こういった層の方にどの程度負担が大きいのか、こういったところを明示しながら議論したということは非常によかったのではないかと考えている。

3点申し上げたい。

まず1点目、中間とりまとめ（案）を拝見すると、もちろん消費税の減税をどういう扱いにするのか、その過程の部分がよく分からないが、いずれにしても移行措置の前後でどういう形で純負担率に変化が出るのか。この辺りはしっかり検討していただく必要があるのではないかと考える。例えば消費税、食料品に限って減税するという話になると、大体5～6兆円分だけ家計の可処分所得が増える形になってくると思うが、その5～6兆の話に対して、その後の給付付き税額控除の仕組みが家計の負担を下げないという展開になると、景気としても悪化が出てくるし、経済の影響も大きくなるということで、ここら辺は移行前後で給付付き税額控除導入を前提として様々な時限的措置も設けられているので、そういったところも勘案していただきたいと思う。

2点目、改めて給付付き税額控除自体については総論賛成なのだが、各論反対という状況になりやすいのだなということを感じた次第。ここで課題になってくるのは、こちらの中間とりまとめ（案）の中にも出てくるが、本格的な給付付き税額控除とは何なのか、ここがポイントになってくるのかなというところを感じた次第。これはある意味で理想像というか、将来的に目指していくものが何なのかというところが、これが様々な実務上の制度構築など、そういったところに関わってくる。

要は小さく生むのはいいが、小さく生んでという話に拘泥してしまうと、結果的に大きく育てる段階で二重の手間になったり、そういったところが出てきたりするので、その辺りを改めて本格的な給付付き税額控除とは何なのかという議論をもっと進めるべきなのではないかと思う。

3点目、それに関連して執行の問題といったところが長期的な姿をどうするかというところに大きく関わってくると思う。今回のとりまとめ（案）の中で、国と地方で協力してやっていく。全体的な大枠みたいなのところについては国だが、地方それぞれの事情とか手続きみたいなのは既存の制度を利用しながら進めていくという方針だったと思う。

ただ、地方が今後、人口減少の中において行政について多くを期待できない以上、本格的な給付付き税額控除を念頭にするのであれば、国が主導でしっかり対応を執っていくことは大事かと思う。特にデジタル化、それから、マイナンバーといったような、既存のインフラをしっかりと活用することを通じて、現在の新しい時代に即した給付の仕組みをしっかりと構築していただきたいと考えている。

<河野構成員>

昨日の熊本地震では、本県でも震度5弱を観測したところ。現在、熊本県にリエゾンや緊急消防援助隊などを派遣し、被災地支援に努めているところである。

改めて、このような大災害に際して、防災対策・国土強靱化対策の必要性を強く感じている。本日の議論では財源を要するテーマが扱われているが、こうした防災対策等のために必要となる財政運営に影響が及ぶことのないよう、制度運営をお願いしたい。

まず、このとりまとめに当たり、事務局において大変丁寧に議論を整理いただいたことに感謝申し上げた上で、3点申し上げる。

まず、給付付き税額控除についてである。これまで地方からお願いをしてきた、地方に役割を求める場合の制度設計や役割分担の明確化、国と地方との丁寧な協議、さらには実施主体の負担軽減のため国が前面に立って適切な支援や対策を講じるとの考え方をとりまとめに盛り込んでいただいたことに感謝申し上げます。宮崎県でも5月に県内市町村長と給付付き税額控除について意見交換を行ったが、これまで申し上げてきたとおり、定額減税の経験を踏まえ、受給意思確認手続の見直しや問い合わせ対応の負担軽減、公金受取口座の活用などについて、改めて強い要望をいただいたところであり、今後の制度設計に当たっては十分配慮いただきたいと考えている。

また、今月開催された全国知事会議では、市長出身の知事から、仮に地方が経過措置として暫定的に給付事務の中心を担う場合には、なし崩し的に地方が負担を担い続けることのないよう、その期間を明示的に限定することを国に確約させる必要があるとの意見が示された。今後、国と地方の協議の場などを通じ、この点について改めて強く求めてまいりたい。

いずれにせよ、中間とりまとめでも今後検討を継続する方向性が示されているが、国と地方の役割分担については、将来的な制度設計や最終的なあるべき姿を見据えつつ、社会経済情勢など様々な変化を踏まえ、不断に見直していくべきであることを改めて申し上げます。

2点目は、先行給付についてである。仮に給付付き税額控除導入までのつなぎとして実施する場合には、これまで「小さく産んで大きく育てるべき」と申し上げてきたが、所得に応じたきめ細かな給付とする以上、現場ではシステム改修や準備等に伴う事務負担や財政負担が生じることとなる。その場合、あくまでつなぎの措置であることや実施主体の負担にも鑑み、シンプルかつ効率的な制度設計とすることがこれまで以上に重要である。そのことを改めて認識いただくとともに、仮に地方が役割を担う場合には、給付金そのものだけでなく、事務費やシステム改修等に要する経費についても国が責任を持って措置していただきたい。

最後に、消費税減税について申し上げます。仮に食料品に係る消費税率が引き下げられた場合、地方全体で大きな減収が生じることとなる。消費税収の4割は地方の貴重な財源となっており、国策として減税を実施するのであれば、代替財源の確保は不可欠であると強く懸念している。また、減税に伴い、農林水産業や外食業をはじめとする事業者にも大きな負担が生じることから、必要な支援を確実に実施していただきたい。先般、総理から減税は2年間の時限的措置であるとの考え方が示されたが、消費税率が引き下げられている間は、こうした代替財源の確保や必要な支援を確実に継続していただくよう改めてお願い申し上げます。

以上、様々申し上げたが、社会保障と税の一体改革という極めて重要なテーマについて、この国民会議で丁寧に議論が進められてきたことは大変意義深いと考えている。本日示された意見についても今後の検討に十分反映いただきながら議論を進めていただくことをお願い申し上げ、感謝を込めて意見とさせていただきます。

<小西構成員>

私が申し上げようと思っていたことは、ただいま河野構成員がほぼおっしゃったので、重複を避けて感想だけを申し上げます。

今日の中間とりまとめ（案）の2つぐらい前のバージョンを使い、自治体の職員で勉

強している制度に詳しい方に一度ざっと説明してみた。ところが途中でパンクしておられた。要するに理解が難しいと、この人でもこれぐらい難しいのだということが分かったので、今後、これを実施していく上で、相当分かりにくい制度であるということを自身で再認識したところである。

この後、事務方においては地方関係者との間の協議をされると思うが、私のこの間の経験からすると、相当ハードルは高い。この制度がどういうものであって、なぜこういう仕組みになっているか、あるいはなぜこうせざるを得ないのかというところを理解してもらうのは相当ハードルが高いので、その上で、地方のよき了解を得るように、ハードルが高いと思うが、よろしく願いしたい。

その点に加えて、制度運営というところで申し上げますと、これまでの様々な社会保障・税の制度に対して横串を刺すというのは非常に意義があると思うのだが、所得税なり住民税なりの例えば基礎控除を見直す、あるいは社会保障制度の低所得者に対する軽減制度を見直すというようなところ、各制度の制度改正があって、それを受けて給付付き税額控除の給付制度そのものを改正するという作業になる。

そうすると、年末の税制改正とか、年末の制度改正の議論が一通り全部終わってからでないと、給付付き税額控除の議論ができないとなったときに、今までの税制改正とか予算編成スケジュールの中にどうやってねじ込むのだというのが、私の関心事である地方財政措置に直結する。そこがものすごく難しいというのがあって、そこもまた実務的には非常に大きなハードルであると考えている。

<是枝構成員>

今後、政府における詳細な制度設計に向けて留意すべき点を3点申し上げたい。

まず、対象者の所得下限について。中間とりまとめ（案）では有識者意見で出た意見に加えて、新たに雇用保険の適用ラインとなる給与収入 53 万円超が加えられている。そもそも個人として持てる能力を十分に活用しても、なお年収が 60 万円程度であり、そのほかに生活に充てられる資産や所得がない方は、生活保護制度によって最低生活費が保障されるべき方である。もし、そうした方に生活保護が支給されていないのであれば、それは生活保護制度において取り組むべき課題だと思う。

一方で、世帯としては一定の所得がある中で、個人としての年収が 60 万円程度の方がいる世帯については純負担率が高いとは言えない。雇用保険料率は 0.5%程度、給与収入が年 60 万円であれば、保険料はわずか年 3,000 円程度にすぎない。そもそも新しい制度は中間とりまとめ（案）の1ページ目、3つ目の●にあるとおり、諸外国との比較を通じて純負担率の改善が必要であることが明らかになった中低所得の現役勤労者に着目して設けるものなので、この点を踏まえると、私は被用者保険の短時間労働者の適用ラインを超える給与収入 106 万円超、所得 32 万円超を対象にすることが適当と考えている旨、改めて申し上げます。

2点目は子供を扶養している者への加算について。子供の扶養については年末調整や確定申告の際に申告する扶養親族の情報を用いるのだらうと思う。税務においては両親が子供を扶養している際、いずれか一方の扶養親族とすることとなっており、その選択は納税者の任意となっている。この前提を維持したまま、子供を扶養している者に給付の加算を行うとした場合、16 歳未満の子供については、今後、夫婦のうち所得が少ないほうが扶養していることとすることが有利となる。

例えば夫が年収 600 万円程度、妻が年収 150 万円程度の世帯の場合、恐らく夫は新たな給付の措置の対象にはならず、妻は恐らく新たな給付措置の対象になるものと思う。この夫婦に 16 歳未満の子供がいる場合、税務上、夫が子供を扶養していることとすると子供の加算はつかないが、妻が子供を扶養していることとすると子供の加算がつくことになるかと思う。

議長案に基づくと、今年の所得情報に基づいて来年から所得に連動したきめ細やかな給付の先行導入をすることになる。もし、仮にそうするのであれば、今年の年末調整及び来年の確定申告において、両親のうちどちらが子供を扶養していることにするかを納税者が選択し、それに基づいて来年の給付が行われることになる。つなぎ措置について、どの案を採用されるかは政府において判断されるものと認識しているが、いずれの案を採用するにしても、案が決定されたら、企業や自治体の現場に混乱を生じさせないよう、子供の扶養と給付との関係、その効果について、政府において丁寧な周知を図っていただきたい。

最後に、所得に連動したきめ細やかな給付につき、自治体に集まる所得情報を最大限活用するのだとしても、それだけでは完璧ではなく、住民からの所得申告と組み合わせる必要があることを申し上げる。まず、自営業者や業務に関する雑所得がある者につき、所得税も住民税も申告義務がない場合があるが、そのままでは自治体に所得情報が集まらないことがある。このような方が給付を受けるためには何らかの申告が必要になる。給与所得者についても日雇いや短期間のアルバイトである場合、零細な事業所に勤めている場合など、必ずしも給与支払報告書が自治体に提出されないことがある。

すると、自治体において必ずしも十分に所得情報を名寄せできず、正しい給付が行えない可能性がある。改めて事業者には給与支払報告書の提出徹底をお願いするとともに、住民の側も給付をきちんと受け取るために、自らの給与所得を申告する機会が必要だと思う。こちらも仮に今年の所得情報を基に来年から給付を行うとした場合、来年の確定申告や住民税の申告での対応が必要となる。現行法令では所得税の納付額も還付額もゼロ、損失も繰り越しもないという確定申告ができるのか否か、必ずしも明確ではないように思う。政府として案が定まったら、この辺りの明確化も含め、給付を受けるための申告の仕組みを定めるとともに、十分な周知をお願いしたい。

<武田構成員>

本有識者会議での議論は、所得に連動したきめ細やかな給付制度の設計という大きな一歩を踏み出すとともに、将来に向けた取組についても着実に進めることができれば、我が国の未来にとって大きな意義を持つレガシーになると考える。

具体的に3点申し上げる。

第1に、社会保障制度の課題への対処である。基本的な考え方にもあるが、本来、負担能力に応じて支え合い、必要な人に必要な支援が行き届く全世代型の仕組みを構築することが重要と考える。そもそも国民の純負担率を引き下げするためには、社会保障制度改革も併せて進めていく必要がある。純負担率の再上昇を防ぐためにも、今後、着実に制度改革を通じて、構造的に純負担率を引き下げていくことが不可欠であると考えている。

第2に、働き方に中立な制度に関してである。現在、日本の地域社会や中小企業が直面している最大の課題は人手不足だ。就労促進を重視した制度改革の一環として、年収の壁そのものを見直す重要性がかつてないほど高まっている。年金制度については、第

3号被保険者制度の見直しや被用者保険の適用拡大を加速させることが重要と考える。また、年収の壁に配慮した一定の加算については、本来は制度改革によって対応すべき課題であることも踏まえ、より収入水準が高く保険料負担が重い方とのバランスも見ながら、制度設計を進めていただきたい。

第3に、情報インフラの構築と制度の簡素化に関してである。本制度設計に当たっては執行体制も大きな課題になった。今回を契機に、各自治体に分散している情報の連携・活用を可能とするデジタル基盤を国が責任を持って整備するとともに、中長期的に目指すべき方向性に関しても工程表を明確に示した上で、段階を踏みつつも着実に構築していただきたい。

また、データ整備が進むことにより、制度間の複雑な仕組みの簡素化も可能になると考える。子供への支援は非常に重要だが、制度間で分かれると、EBPMにおける評価も複雑になる。何よりも国民にとって、自身がどの程度国から支援を受けているのか見えにくくなる。児童手当と今回の子供に関する加算に分かれるが、その点についても中長期的にどのような姿を目指していくのか、データ整備とともに議論が進むことを期待したい。

将来、歴史を振り返ったときに、今回の所得に連動したきめ細やかな給付の制度設計が、全世代型の社会保障の構築と働き方に中立な制度の設計、さらにはそれらを支える情報インフラの構築を加速させる大きな契機となることを期待する。秋以降も、本会議でこうした方向性について、さらに議論を深められればと思う。

<富田構成員>

ただいま河野構成員からも御発言があったように、私どもが有識者会議を通じてお話しさせていただいた過去の事例も踏まえた執行上の問題をしっかりと有識者会議の構成員の皆さん理解していただいて、提言をいただいて、今回の中間とりまとめ（案）の中にも記載をされていることに感謝を申し上げる。これから国と地方の協議が始まるわけなので、まさに今提言していただいたことを実現する非常に重要な機会がこれから来る。しっかりと協議をさせていただきたい。

その中で、それを踏まえて、課題としては執行時期の問題、地方は地方で様々な行政を実施している。執行する時期がどのくらいの時期になるのかというのが非常に大きく影響してくるので、その辺りの組み立てもしっかりしていかなければならないと思っている。

それから、制度全体についての国民の皆様への御理解、これが我々地方は身近なので、執行の問題以外にもそういった制度そのものについての疑問や不満、そういうものが私どものほうに届いてくる。国民への制度自体の周知をしっかりといただくということを改めてお願いしたい。

そして、財源の問題、消費税だが、これも地方自治体においては地方の財源が一体どうなるのかということも非常に大きく、いろいろなところから私どものところに参っている。これも踏まえてこれからしっかりと制度を構築していただきたい。

<永濱構成員>

私からは、今後の議論につなげる観点で執行面を中心にコメントさせていただきたい。今回の給付付き税額控除の議論というのは、中低所得者の支援、あとは就労促進対応と

同時に、きめ細かい家計支援インフラを整えることに意義があると思う。したがって、今後の制度執行面の議論に当たっても、今回の制度のみを目的とした画一的なインフラ設計ではなく、今後、発生し得る危機的状況時の柔軟な家計支援や、インフレに伴う金額などの調整といった今後の柔軟な対応を可能にするインフラを目指すべきだと思う。併せて、消費税率の変更に柔軟に対応できるシステムの普及促進も重要かと思う。

また、所得把握には従来の非課税世帯の給付に用いているような住民税データ、これは昨年の所得に基づくということだが、それを用いた運用は将来的には脱却すべきと考えている。既存の住民税非課税世帯の給付に用いられてきた住民税情報というのは前年所得のデータになるのでラグがあることから、所得把握に用いるデータは、企業の源泉徴収とか国税データを用いたほうがそのときの所得状況に応じた給付に近づくと考えられるので、源泉徴収や国税データを用いる制度を新たににつくことに、今後の給付付き税額控除の議論の意義があるのではないかと思う。

<深澤構成員>

私から5点、お話をさせていただく。

第1に、中低所得の現役勤労者を対象とする所得に連動したきめ細かな給付の創設が今回のとりまとめに盛り込まれたことについてである。経済同友会としても2007年頃から給付付き税額控除の導入を提言してきたので、この第一歩が刻まれたことは、大変感慨深く歓迎したい。

第2に、台形に近い形の高さに当たる給付額、それから、右端に当たる給付が消失する所得水準についてであるが、制度の実効性を左右する非常に大きな要素であるとともに、国民の最大の関心事にもなる。財源から逆算して決めるのではなく、中低所得者の生活を下支えして勤労意欲の向上につながる内容を念頭に検討いただきたい。

第3に財源である。特例国債に頼らないという点は適切であるが、例示されている補助金や租税特別措置の見直しだけでは、安定財源として十分な金額になるとは思えない。市場の信認を維持するためにも、税制全体の見直しや抜本的な歳出改革など、具体的な財源を速やかに示していただきたい。

第4にデジタル基盤の構築である。新型コロナウイルス感染症拡大時の反省も踏まえ、真の困窮者を特定してミニマムな事務コストでタイムリーな給付を可能とするデジタル基盤の構築は喫緊の課題である。その意味で、このとりまとめの中でもインフラ整備は国が対応することを基本とすると明記されたことはその第一歩であり、スピード感を持って進めていただきたい。

最後に、社会保障国民会議における今後の議論についてであるが、社会保障と税の一体改革の本丸である社会保障全体の給付と負担の在り方、税と社会保険料のバランスの在り方の見直しについては極めて重要なテーマであるので、今、社会の関心が高まっている中、この社会保障国民会議において引き続きしっかりと議論をして結論を得ていくべきだと考える。そういう意味では、この給付付き税額控除の最終形についても引き続きしっかりと検討を進めていきたいと思う。

<清家座長>

皆様方から様々な御所感を伺い、大変有益だった。

皆様方からも、いろいろなこれから詰めるべき点を御指摘いただいているが、今、深

澤構成員も言われたように、この給付付き税額控除は以前からこういう制度ができればいいと多くの人が考えていた仕組みが、冒頭に伊藤構成員のほうから大きな最初の一步だと言っていたように、まず踏み出せたことは、大変ありがたいことだと思っている。

その意味で、事務局から御説明があったような形で、この給付付き税額控除について、大きな一步を踏み出せるような形に整ったことについては、構成員の皆様方の変に御熱心な御議論の賜物であり、また、御指導いただきました政務の方々、そしてとりまとめに大変な尽力をしてくださった事務局の皆様に、座長として改めて厚く御礼を申し上げます。

その上で2点だけ、労働経済学者という立場からコメントさせていただく。

一つは、今、新しくできた給付付き税額控除と併せて進めていただきたい社会保障制度改革である。勤労者が社会保険料を納めて、老後、あるいは何かリスクがあったときにしっかりと給付が受けられるようにしていくことはとても大切であり、その意味で、今、同時に進められようとしている勤労社会保険、すなわち働いている勤労者は全て雇用主も折半でその費用を負担するしっかりとした勤労者保険によってカバーされ、リスクの保障を受けられるようにしていくということ。

もう一つは、非正規の方も含めて低中所得者の勤労者の人たちの就労支援とともに、労働条件の改善に資する雇用政策をしっかりと進めていただくということ。

この2つについても併せてお願いしたい。

閉会

<清家座長>

改めて政府におかれては、この中間とりまとめ（案）や本日の有識者会議での御指摘も踏まえて、今後の詳細な制度設計に生かしていただければと思う。

皆様には大変御多忙の中、短期的に、かつ集中的な御議論をいただき、中間とりまとめの目途の立つところまでできたことに改めて厚く御礼を申し上げます。